時事新報

時事新報解停

時事新報は本月二十四日より發行を停止せられて昨卅日解停の命を得たり其停止の理由は明治二十年六月二十四日發行時事新報第千六百二十三號は治安を妨害するものと其筋に認められたるが故なり我輩固より治安を妨げ害ふの意なしと雖ども筆の端に現はれたるものが其筋の眼に斯くと見えたる上は是非なき次第なり人間は隨分無性なるものにて我輩は新聞記者にてありながら久しく新聞紙條例をも目に觸れざりしに今度の停止に付き俄に思出して之を開き見れば成るほど條例中に罰則は一二に止まらず中に就て其記載論説に係る部分の罪を擧れば第三十九條に猥褻の文辭圖畫及誹謗を寓したる書畫を掲載することを得ずとあり是れは俗に所謂下がゝりなる事を繪にし文にし又は西洋のポンチ我國のとば繪など記して遠廻しに人を誘ることもあらん先づ時事新報などに於ては萬々其の類の罪に觸るゝことなしとして安心するものなり第三十八條は成法を誹毀して國民法に遵ふの義を亂る者及び顯はに刑律に觸れたる罪犯を曲庇するの論を爲す者は云々とあり是れは例へば政府の租税法又は徴兵令等定めて一國の通法となりたるものを悪しざまに言觸らして自然に國民をして其法に背くの念を起さしむる者か又は輕重の罪を犯して刑に當る可きものを色々に説を作りて彼れは罪にあらず抔と兎角罪人の贔負する事ならん、第三十七條に政體を變壞し朝憲を紊亂せんとするの論説を記載したる者は云々とあり是れは日本國の政治を一變して共和國に爲さんなどの空論大言を記載することならん、第三十六條に刑法第二編第一章の刑に觸るゝ者は印刷器を沒収すとあり是れは皇室に對する重罪輕罪なれば日本國中狂人の外に犯罪者のある可きに非ず唯念の爲めの一箇條として觀る可きのみ、第三十五條は新聞紙を以て人を教唆し重輕罪を犯さしめたる者は刑法の例に依る其教唆に止まる者は云々とあり是れは例へば皇家の壯年輩などを怒らせるやうに、又其氣に入るやうにあられもせぬ事を書立てゝ遂に其輩をして罪を犯すに至らしむるか又は夫れ迄に至らざるものを云ふことあらん、以上の條々は何れも國民の分として犯す所ならざる罪にして苟も君子を以て自から居る新聞記者ならば假令へ國に其禁なきも自家の德義心を以て自から禁と爲より促しても斯る論説の筆端に現はる可きに非ず唯時として誤て犯罪に陥るときは法庭に曲直を辨して果して有罪なれば刑に服し無罪なれば放免たる可きのみ又條例の十四條に新聞紙に記載したる事項治安を妨害し又は風俗を壞亂するものと認るときは内務卿は其發行を禁止若くは停止することを得とあり即ち新聞紙に記したる事柄が政治上の無事安全に邪魔を爲し又は德義上の風俗を亂たるものにして例へば發行の紙面に租税の事を記して今の税法には偏頗の沙汰多しとか、又は何縣の地方税は云々にとて何縣は即ち然らずとか、又は何々の藩は既に云々あり其上に近日又何樣なる風聞ありなど其他種々樣々の事を書並べて間接直接自然に人心を動かし隱れもなきことに不安の思を爲さしめて暗々裡に政府の施政を妨るものか又は遊蕩花柳社會などの有樣を明からさまに記して其醜體を世上に披露するが如き類を云ふことならん而して其事項たるや字句の間には曲直を糾し難くして嘲あんとなく紙面全體の氣味が斯く響き斯く思はるゝと云ふ無形の事に因る事たるものあれば禁止停止を命する方にも往々取捨に困難することあるべし之れを命せらるゝ新聞記者も常に執筆の加減に苦しむ所のものあり

我輩は久々にて新聞紙條例を披見し其記載論説に係る罪状を觀るに何れも惡む可き罪にして之を刑するは至當なりと云ふの外なし唯その十四條に云々する者と認むるときは云ふ其認の字には無限の困難あれども認めらるゝ者が困難なる通りに認むる者も亦困難なれば其困難を困難として雙方とも德義上に之を愼むときは亦是れ良法なりと云はざるを得ず殊に新聞紙條例中に現政府と政治の意見を異にする者は云々するとの罰則なくして是れまでの實際に於ても世の新聞記者が其邊の論説にて罪を被りたることなきは我輩の特に滿足する所なり例へば政府は地租改正以來租税は都て金納として其成法を施行する最中にも拘らず或人は米納の審に復するの利を説いて新聞紙に記したることもあり或は政府にては時の陸海軍の制を適宜なりとして今の徴兵令を施行するにも拘はらず新聞紙には海軍を先にして陸軍を後とする者あり、陸軍の擴張論を喋々して海軍を問はざる者あり又は徴兵令を改めて兵役税を收るの利を説く者あり或は外國との關係に就ては日本と米國との間は商賣を重しとし英國との間には商賣の外に又其政治上の勢力を忘る可らず又今の時勢には北門の鎖鑰よりも南門の海防大切なりなど自由自在に筆を走らす其論旨の中に果して政府の意見と相投するものもあらん、或は然らずして少しく異なるものもあらん、時としては全く相反對するものもあらんなれども之を要するに唯時の政府と時の新聞紙と政治上の意見を異にするのみにして新聞紙が如何なる事を記しても其論説が新聞紙條例の箇條に背かずして其記載したる事項が治安を妨害し風俗を壞亂する者と認られざる限りは政治上に意見の異同を以て罪せられたることなし蓋し政府が政治上の意見に就て斯く異同を許して之を不問に附し苟も自家の見に異なるものは立論禁止などの法を設けざるは人生鬼神にあらずして利害洞察の明なる可きにあらず況して政治上の事は至極入込みたる性質のものなるゆゑ時としては異説も亦面白し兎に角に目下の施政に是れと申す害を加へざる限りは其論説をば自由に差許して天下の公評に一任するの精神なるんのみ我輩の大に贊成する所のものなり

右は今度の停止中に新聞紙條例を再讀して私に見解を下だし又現政府が新聞紙を視るの精神を推察したる所のものにして此見解と此推察とをして大に違ふことなからしめたらば今度の發行停止も亦必ず此範圍内に行はれたるものと認む可きは勿論のことなれどもされればとて千六百二十三號の時事新報紙面には社説も有り雜報もあり何れの文が果して停止の罪に觸れたるものか明に知る可らず記者の考へにて大凡そ此邊ならんと臆測する所の部分はあれども其部分を丁寧反覆して自から再讀すれば是れが停止の原因ならんとも思はれず實は停止の其時に政府の筋より公命にても又内命にても苦しからず紙面の此文が斯く〳〵の譯けにて治安に妨害あり今後も其心得にて謹愼せよと説諭の旨もならば甚だ妙なれども從前の慣行にて其例もなし誠に是非なき次第なり

雜報

○寨港通信日本人の遭難（去る二十四日の續き）

本日態々一舟を仕立て此憐むべき我々の安否を訪ひ懇ろに慰諭せらるゝのみならず必需の食品さへ惠與せらる嗚呼我々は數日憐苦に呻吟して焦思憤悶只だ天を仰ひて嘆息する際斯く諸君の厚意を忝ふし雀躍感泣の至りに堪へず我輩は日々上陸の期を待つと雖も船員等は我輩を欺ひて其期を告げず且船中の税關吏は酒興に乘じて我が二名の婦人に不敬を加へんとしたるに付き婦人は危懼して別室に居る事能はず昨今は男子の室に來つて我輩と同居せり彼等の無禮無情なる事推て知るべし然るに繩關は我々日本人が當船に移されし以來は事情の許す限りに懇親と注意を以て取扱はれざれば我々日本人は船員に對して少しも苦情を申すべき譯なしとの意味なる書面を製し來りて我輩に記名調印せよと強迫するに付我々は左の如き答書を裁して直ちに之を拒絶しゝり云々

此度當撿疫船にある我々日本人が厚遇を蒙りたる證據狀樣の書に連署致すべき旨請求せらるゝの所固より我輩は支那人同樣に無情なる取扱を受け別段厚遇せられたるの覺へ之なきに付記名調印致兼候也

日本人一同

船長宛

諸委員諸氏はうくまで船内の事情を委しく記載しゝる書面及び船員よりの請求書并に其答書の寫し等を落手して其の驚愕憤懣更らに一層し夫々手配りを爲して石崎、三山の二氏は領事藤井三郎氏の許に至り何とか適當の措置あらん事を請求し渡邊鼎氏は幸に醫師なるが故に撿疫委員長に迫りて共にメーシー號に赴むき撿疫に立合はん事を談じハリス氏は馳せて英國汽船會社の船長ブラインド氏に至りて各々有の儘の事實を陳べたる由なるが記名調印を迫りたると婦人に不敬を加へたるとの二事は居留日本人をして一層憤起せしめたるを以て委員諸氏は取敢へず其事實を當港のクロニクル新聞紙に投して世上に示めし追て右三十七名の被害者の上陸するを待ちて再び精しく廣告し税關吏と英國汽船會社との不注意不信切を鳴らして今後の渡航者に勸告し成るべく英船に乘込まざる樣注意せしむる筈なりと云へり願ふに本件は今後四五日を經過する間には決着に至るあらんか左の人名は今度ゲーリック號に乘込み渡航したる總數にして此内七名は前隊の如く上陸する事を得ざるものなり該事件は結末追て次便に報道する事を怠らざるべし

山中　茂（福岡）　川邊　喜平（埼玉）
岡　常夫（三重）　宮本鋒太郎（東京）
松本　文吉（石川）　平田　彦熊（熊本）
川野　藤松（新潟）　進藤道太郎（東京）
高木龜太郎（東京）　石田　鎮（福岡）
川口源五郎（大坂）　佐々木楯次郎（岡山）
山田　倍吉（埼玉）　荻原　孝則（東京）
藤城市次郎（東京）　石井新三郎（東京）
龍崎　岩松（東京）　倉持藤次郎（千葉）
松野敬次郎（茨城）　杉崎　正豊（神奈川）
原田　一生（鹿兒嶋）　三谷　助藏（兵庫）
芥河平二郎（廣嶋）　西村　作市（佐賀）
和田鈴之介（東京）　赤松　儀作（福嶋）
内田　芳作（岡山）　岡　有敏（福岡）
杉　銓太郎（東京）　田嶋悦次郎（廣嶋）
渡邊　榮（千葉）　森　音次（高知）
横山岩之介（三重）　三部屋虎一（東京）
鹿目　丑彦（東京）　三嶋　虎太（福岡）
眞瀬宗三郎（栃木）　杉山佐之吉（北海）
增井三郎平（兵庫）　外婦人二名
布哇行三名　合計四十四人

○巴里に暴動　と題して前號の電報欄内に數千の人民オペラ劇場の構外に群集し前陸軍大臣ブーランセー將軍を選擧するの騷々しきブーランストレーシヨンを催ふしたる事を記載したりしが去月一日發の郵報を見るに抑も同府に此騷動のありたるは五月三十一日の事にして同日は夕刻

を執行したり尤も

數千の人民構外に

ランセー在職せ

の大騷に接して數

い退散したりしか

だ多くして中々

場に集合しゝる

退職せしめたる

ヨンを爲さんと

出づる事思ひも

に及ば巴府内各

を戒めたるが故

ー萬歳と大呼す

も巡査五十名を

日午前二時過る

○巴里劇場の出

失したる事を記

抑も同劇場は千

ップ王の治世の

るが故に最早舊

數の觀客を輻輳

を促す者少なか

べく政府より年

道化狂言の劇場

殿の燒失する樣

爲すの際誤て開

そしが爲め忽ち

ば樂屋は上と下

め二分間程い役

樣子と聞て舞

立ち現れ勝ちに

延して終に樓敷

りたるに樓數

壓伏せられて生

場外にては消防

くと同時に見物

爲め劇場の周圍

夫は其中を奔走

操出して之を助

人ありたる程な

其正確なる數は

に四方を取圍ま

れて忽ち灰燼と

身邊全く火と

絶するものあり

憐れなると殘酷

知れざる數は燒

至りては三百人

れ甚だ多しと云

として二十萬フ

萬フランクを政

ー、グッシール、

ロット等の諸氏

プレー、ナホル

の救助を指揮し

したるが故に無

衣裝の燒失した

失後數日間は燒

出て重病を引起

○日本鐵道會社方